

「山形県公共調達評議委員会」のご紹介

「山形県公共調達基本条例」が施行され、条例で定める基本理念にのっとった公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議していただくため、学識経験を有する方8人以内で組織する「山形県公共調達評議委員会」を設置しました。

県の入札契約制度に関する機関としては、これまでも、個別具体的な入札契約案件について、その手続きが適切であるかといった観点から詳細な審議を行う、第三者機関である「入札監視委員会」と、制度の運用に関し、県内部における統一を図り、適正かつ効率的な執行を確保するために設置している、県職員で構成する「入札制度改善委員会」がありました。

それに対し、「公共調達評議委員会」は、入札契約制度の改善策を迅速かつ効果的に実現していくための、専門的かつ実務的な機関として設置するもので、諮問に応じるほか、県の入札制度が、条例の基本理念にのっとった、適切なものになっているかいなかを常時監視し、必要があれば、自発的に調査、審議を行い、知事等に対して改善を求めることが出来る権限を有するという、全国的にも例が無い機関となっています。

現在の委員は、次のような考え方に基づいて人選を進め、議会の同意をいただいたうえで、任命した方々となっています。

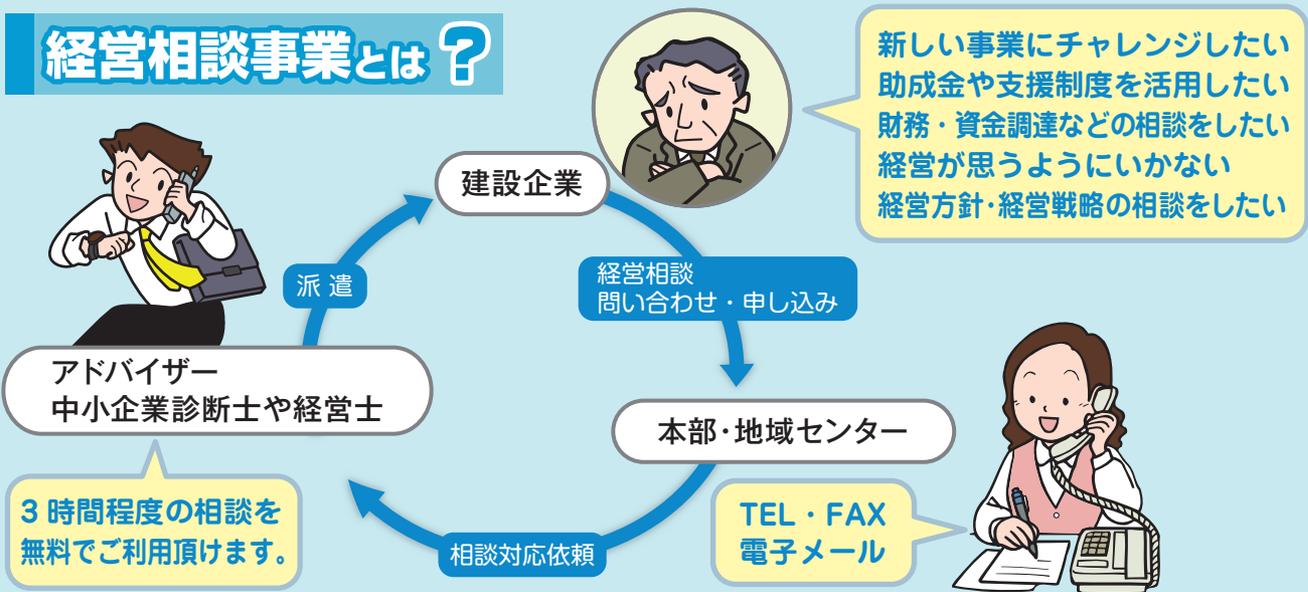
「公共調達制度に詳しい方」、「法令遵守を始めコンプライアンスに詳しい方」、
「発注業務の実情に詳しい方」、「県民の広範な意見を反映できる方」など

ちょっと話は変わりますが、ご紹介つながりということで…

「山形県建設産業新分野進出支援センター」のご紹介！

県では、中小企業診断士や経営士をアドバイザーとする経営相談を無料（1 案件について 1 回まで。）でお受けしています。アドバイザーは県内各地にいますので、センターにお申込みいただければ、ご希望によって、貴社を訪問してのご相談も可能です。また、センターのご利用は、新分野事業に進出することが条件ではありませんが、予約が必要ですので、まずは、下記のセンターに直接お電話ください。

経営相談事業とは？



3 時間程度の相談を
無料でご利用頂けます。

まずは
お問い合わせ
ください。

	所 在	連絡先 (TEL)
本 部	山形県土木部建設企画課内	023 - 630 - 2658
地域センター (窓口)	村山総合支庁建設総務課内	023 - 621 - 8208
	最上総合支庁建設総務課内	0233 - 29 - 1391
	置賜総合支庁建設総務課内	0238 - 26 - 6099
	庄内総合支庁建設総務課内	0235 - 66 - 5723